

令和8年度勝浦町簡易水道メーター取替工事特別仕様書
(バーター方式)

勝浦町上下水道課

1 総則

本工事は、本仕様書に基づき施工するものとする。

2 施工の流れ

本工事の基本的な流れは次のとおりとする。

- ① 取替メーター等の確認→②案内周知→③施工→④とりまとめ→⑤週1回上下水道課と各地区の検針員へ報告→②へ戻り繰り返す
- ② 施工時、量水器の位置等わからないことがあれば上下水道課か各地区検針員へ連絡。
- ③報告は、施工が完了しているところまでを紙媒体で提出すること。

※連絡先

上下水道課 0885-42-2512（固定電話） 090-4974-1380（携帯電話）

3 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事名、工事場所、工期、受注者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事内容」については、以下によるものとする。

工事内容：水道メーターの取替をしています。
工事種別：水道工事

（表示板の記載例）

〔工事表示板〕

ご迷惑をおかけします	
〇〇〇〇〇〇を 〇〇しています	
平成〇年〇月〇日まで 時間帯 :00 ~ :00	
〇〇〇〇工事	
発注者 勝浦町建設課	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇
施工者 〇〇〇〇建設株式会社	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇

記載例と異なる場合は、監督員と協議すること。

4 取替対象水道メーター

上下水道課が指示したメーターとする。

5 水道メーター (バーター方式)

次の仕様を満たしたメーターを受注者において用意すること。

- (1) バーター方式とは、使用済みメーターを下取りに出し、新品のメーターを購入するものとする。使用済みメーターは、取替え作業後にメーター納入者に引き渡す。メーター納入者に引き渡すまでの保管に関しては、受注者が責任をもって保管場所を確保し保管すること。
- (2) 計量法及び水道法並びに JIS 規格に適合すること。
- (3) 上下水道課が指示する 9 桁の番号を刻印すること。
西暦下 2 桁 + 量水器口径 2 桁 + 地区番号 2 桁 + 連番 3 桁 計 9 桁
※地区番号 1 黄檗、2 坂本、3 与川内、4 中山横瀬、5 棚野久国、6 生名、
8 西岡、9 掛谷、1 0 沼江、1 1 星谷、1 2 川北
- (4) 上下水道課から指示がなければ、メーターはショートとすること。

6 施工時期

上下水道課の指示によること。

7 水道メーター取替の施工方法及び注意事項

- (1) メーターに、落下等衝撃を与えないように注意すること。
- (2) 交換作業前に工事目的、断水等について了解のうえ施工する。
- (3) メーターは、交換一覧表と所在地、お客様番号、使用者氏名、メーター番号等必ず確認すること。
- (4) 逆付けメーターが絶対無いようメーター刻印矢印を確認し、水平に設置すると。
- (5) メーター交換は番号順に交換すること。
- (6) 交換作業前に漏水の有無を確認し、漏水がある場合は使用者の確認を受けてから交換すること。
- (7) 通水後必ず止水栓、1 次側及び 2 次側の量水器周りの漏水有無を確認し完了すること。
- (8) 交換作業前に止水栓が閉まっている場合は、通水確認後止水栓を閉めておくこと。
- (9) 新メーター取り付け後、漏水の有無及び取り付け方向の正誤を確認すること。
- (10) 止水栓が不良の場合は別途修繕工事とする。

8 使用者への連絡

施工前に必ず「メーターの交換について（お知らせ）」の通知文を配布する等行い、使用者等と連絡を取り、承諾のうえ施工すること。※別紙「メーターの交換について（お知らせ）」の記入例」参照

なお、店、商業施設等断水に制限がある場合は、使用者と日程調整をすること。

9 報告

受注者は、施工時期に規定する期間に施工写真を上下水道課に提出すること。

10 施工写真の撮影及び整理

施工後は、メーターボックスの位置がわかる全景写真と、メーターの取付け前後状況がわかる写真を各1枚撮影すること。なお、撮影時の注意事項、写真の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 全景写真の撮影時は、必ずメーターボックス上にコーンを設置し、建物等との位置関係がわかるように撮影すること。
- (2) 全景写真には、地区、お客様番号、使用者名を記入した黒板等を写真に収めるようにすること。
- (3) 取付け前状況写真には、お客様番号、使用者名、旧メーター指針を記入した黒板等を写真に収めるようにすること。
- (4) 取付け後状況写真には、お客様番号、使用者名、新メーター番号、新メーター指針を記入した黒板等を写真に収めるようにすること。
- (5) 写真は、CD-R等の記録媒体に保存した写真データと、紙媒体に出力したもの2種類を提出すること。

11 使用済みメーターの回収

取替を行った使用済みメーターについては、取替え作業後にメーター納入者に引き渡すため、メーター納入者に引き渡すまでの保管に関しては、受注者が責任をもって保管場所を確保し保管すること。

12 瑕疵

- (1) メーターの紛失、破損した場合、施工者はこれを弁償しなければならない。
- (2) 取替作業により給水施設に漏水が生じた場合や逆取付、その他故障が生じた場合は、施工者の責任でこれを処理すること。ただし、瑕疵期間は1年とする。

1 3 個人情報を含むデータの取扱い

監督員から貸与された個人情報を含む量水器交換に関する情報については、絶対に紛失・漏えいしないように取扱いに注意し、業務完了後速やかに監督員に返納すること。

また、個人情報保護の観点から、取替対象住所及び使用者名を記した表は、契約締結後に受注者に配布するものとする。

1 4 その他

- (1) 施工可能時期以外に交換を行わないこと。
- (2) 取替作業が困難な場合は、上下水道課と協議すること。
- (3) 疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

【案内例】

令和 年 月 日

●●地区簡易水道
水道ご使用者様へ

勝浦町上下水道課
●●簡易水道組合

水道メーター取替のお知らせ

日頃は、勝浦町簡易水道事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、ご使用者様が使用している水道メーターは「計量法」により定期的に取り替えることになっており、取替時期がきました。

つきましては、水道メーターを次の予定で取り替えますので、ご理解のほどよろしく願います。

取替予定日

令和 年 月 日 ～ 月 日

の期間の内 1 日

※作業時間 午前 9 時～午後 5 時までのうち約 1 5 分間

注意事項

- 1 取替費用は無料です。
- 2 取替中は、水道が使用できなくなります。
- 3 水道メーターボックス付近の物品はできる限り移動してください。
- 4 取替作業は、特に立会の必要はありません。留守の場合は、洗濯機などの全ての蛇口を閉めてください。
- 5 ご不在であっても取り替えさせていただきますので、ご了承ください。
- 6 取替後は、一時的に空気や濁り水が出ることがありますので、浄水器などの器具のついていない水道蛇口から水を十分に流してからご使用ください。

問い合わせ先（取替業者：指定工事業者）

業者名：

会社電話：

担当者：

携帯電話：